

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和7年10月27日（月曜日）

### 議事日程（第1号）

令和7年10月27日（月）午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 常任委員の選任
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで（提案説明）
- 第6 組合行政一般に対する質問

16番 伊藤幾子議員

- 第7 議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

### 出席議員（18名）

|    |   |   |   |    |    |   |   |   |    |
|----|---|---|---|----|----|---|---|---|----|
| 1番 | 加 | 嶋 | 辰 | 史  | 2番 | 浅 | 野 | 博 | 文  |
| 3番 | 金 | 田 | 靖 | 典  | 4番 | 吉 | 野 | 恭 | 介  |
| 5番 | 星 | 見 | 健 | 蔵  | 6番 | 勝 | 田 | 鮮 | 二  |
| 7番 | 西 | 村 | 紳 | 一郎 | 8番 | 平 | 野 | 真 | 理子 |

|     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 9番  | 矢 | 部 | 啓 | 祐 | 10番 | 川 | 西 | 美 | 恵 | 子 |
| 10番 | 川 | 上 |   | 守 | 12番 | 安 | 道 | 泰 | 治 |   |
| 13番 | 柳 |   | 正 | 敏 | 14番 | 橋 | 本 |   | 恒 |   |
| 15番 | 砂 | 田 | 典 | 男 | 16番 | 伊 | 藤 | 幾 | 子 |   |
| 17番 | 長 | 坂 | 則 | 翁 | 18番 | 上 | 杉 | 栄 | 一 |   |

~~~~~

#### 欠 席 議 員 ( な し )

~~~~~

#### 説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 長 戸 清   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 児 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 上 川 元 張 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 吉 田 彰 克 |
| 消 防 局 長   |                 | 鹿 田 幸 人 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 横 尾 賢 二 |

~~~~~

#### 事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                     |           |
|---------|---------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 一 村 泰 志   |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 太 田 奈 津 美 |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 稻 田 直     |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 岡 崎 圭 涼   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆星見健蔵 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和7年10月鳥取県東部広域行政管理組合議定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆一村泰志 書記長 御報告いたします。

委員の異動についてです。

智頭町議会議員の任期満了に伴いまして、令和7年7月30日に智頭町議会において、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員選挙が行われ、安道泰治議員が選出されました。

次に、若桜町議会選出の山根政彦議員が令和7年9月30日付で同町議会議員を辞職されましたことに伴い、同日付で鳥取県東部広域行政管理組合議員を失職されました。欠員となりました若桜町議会選出議員につきましては、令和7年10月23日、同町議会において選挙が行われ、川上守議員が選出されました。

以上報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**第1 議席の指定**

◆星見健蔵 議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、川上守議員を11番に、安道泰治議員を12番にそれぞれ指定します。

**第2 会期の決定**

◆星見健蔵 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から10月28日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は、2日間に決定しました。

**第3 常任委員の選任**

◆星見健蔵 議長 日程第3、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、11番、川上守議員を総務福祉消防委員に、12番安道泰治議員を環境衛生委員にそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

**第4 議会運営委員の選任**

◆星見健蔵 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、11番、川上守議員、12番

安道泰治議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

## 第5 議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで（提案説明）

◆星見健蔵 議長 日程第5、議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで、以上6案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況についてご報告いたします。

本組合が取り組んでおります各種の共同処理事務は、組織市町の御理解と御協力により、全般にわたって順調に推移しているところです。

こうしたなか、老朽化と併せ耐震性の確保が課題となっている消防庁舎整備につきましては、平成26年1月に「消防庁舎整備基本方針」を策定してから10年以上が経過していることから、本年6月に「消防庁舎整備計画検討会」を設置し、新たな基本方針の策定に向けて検討を進めているところであります。今後も、地域住民の皆様の安全・安心を確保するため、組織市町と一体となって、取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第7号は、鳥取消防署へ配備しております救助工作車を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結にあたり、必要な議決を求めるものです。

議案第9号は、令和7年度一般会計補正予算であります。主なものとして、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の減額、また、後ほど議案第14号の説明で申し述べます、訴えの提起に係る訴訟関連経費を計上するものです。

議案第10号は、令和6年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。

議案第11号は、緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当を新設するため、鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正するものです。

議案第12号は、因幡靈場内部改修工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第13号は、気高消防署新築工事請負契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第14号は、平成24年4月6日に締結した消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る請負契約に関し、本件契約の下請け業者である相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為を行ったことから、本件契約に関して本組合が被った損害の賠償を求める訴えの提起について、必要な議決を求めるものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 第6 組合行政一般に対する質問

◆星見健蔵 議長 日程第6、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 おはようございます。16番伊藤幾子です。

初めに、マイナ救急実証事業についてです。総務省消防庁は、救急現場において、救急隊がマイナ保険証を活用し、搬送先の医療機関を選定する際に必要な情報を入手する。いわゆるマイナ救急により、救急業務の円滑化を図ることを目的とした実証事業、令和4年度から行っています。消防庁によると、令和4年度は6消防本部30隊、令和6年度は67消防本部660隊でマイナ救急の実証事業が実施され、今年度は全国にある720全ての消防本部でこの実証事業が実施されるところで、東部消防局においても10月1日から実施されています。そこで改めて、マイナ救急の内容および期待される効果についてお聞きします。あわせて、東部圏域におけるマイナンバーカードの保有枚数率もお聞きします。

次に、脱炭素の取組についてです。令和5年10月定例会で、地球温暖化対策実行計画を作り、二酸化炭素の削減目標を持ち、脱炭素に取り組む必要があると質問をしました。管理者は、本組合は二酸化炭素排出量の削減を念頭に、脱炭素社会の実現に向け、取組を進めているとして、地球温暖化対策実行計画を策定することは重要であり、令和7年度中の策定を目指して現在準備を進めていこうとしていると答弁されました。

今年度も半分過ぎました。地球温暖化対策実行計画策定の進捗状況をお聞きします。

以上、登壇での質問といたします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員の2点のご質問に順次お答えをいたします。

まず、マイナ救急実証事業についてのお尋ねであります。

マイナ救急の内容と期待される効果合わせて本事業の運用はマイナンバーカードの利用登録が前提だが、東部圏域におけるマイナンバーカード保有枚数率についてということでお尋ねをいただきました。お答えいたします。

マイナ救急は、救急業務の円滑化を図るため、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に必要な情報を把握する取組であると認識しております。

また、マイナ救急の活用により、傷病者の正確な情報を搬送先医療機関に伝達することで、医療機関内での迅速な対応につながるなどの効果があると考えております。東部圏域各市町のマイナンバーカードの保有率は、令和7年9月末現在、鳥取市81.6%、岩美町80.1%、智頭町79.5%、若桜町77.6パーセント、八頭町81.2%と把握しております。

次に脱炭素の取組についてのお尋ねをいただきました。

令和5年10月定例会で、地球温暖化対策実行計画を策定することは重要であり、7年度中の策定を目指して現在準備を進めていこうとしていると答弁でしたが、現在の進捗状況はどうかとお尋ねをいただきました。

計画策定にあたりましては、本年9月に、事務局長、消防局長及び担当課長で構成する地球温暖化対策実行計画推進委員会を設置しました。現在は、下部組織である推進責任者会議において、計画内容について協議を重ねているところです。今後、推進責任者会議の協議結果を踏まえ、地球温暖化対策実行計画推進委員会において計画内容について検討を行い、本年度中の計画策定を目指してまいります。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ご答弁いただきました。それではマイナ救急実証事業について続けます。

消防庁は令和4年度の実証事業の結果を踏まえて、令和6年度は傷病者の情報の閲覧者を救急救命士のみではなく、救急隊に拡大する。それから傷病者からの同意取得を書面ではなく、口頭で実施する。ただし、意識不明と同意の取得が困難な場合は同意は不要とされています。それから、マイナンバーカードの読み取りは汎用カードリーダーによることとする。そして、本人確認は救急隊の目視確認に統一する。といったような運用に変えてですね、令和6年度は実証事業が行われました。

そこで今年度、全国全ての消防本部で行われているこの実証事業の目的は何なのかについてお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 伊藤議員の今年度のマイナ救急の実証事業についての目的についてご質問がありました。

それについてお答えいたします。

令和6年度までは、医療機関専用のシステムを使用しての実証事業でしたが、今年度の実証事業では、それまでに明らかとなった改善すべき点に対応するために、新たに構築された救急隊専用のシステムでの検証を目的としています。通信回線の安定が図られ、使いやすい仕様に改善されています。

以上です。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 今年度の目的を教えていただきました。

それで東部消防局では、このマイナ救急の実証事業について10月1日から順次開始とホームページに出ていますけれども、現状についてお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆鹿田幸人 消防局長 現状についてというお尋ねですけども、本組合では、本年10月1日から救急隊全13隊で一斉に実証事業を開始しており、マイナ保険証による医療情報の閲覧状況は、運用開始後の全救急出動件数621件のうち145件であり、率にして23.3%となっております。

以上です。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 消防庁が行った実証事業の結果なんですけれども、令和4年度は救急搬送が9,599件、そのうち傷病者の情報を閲覧に至ったのが254件、2.6%。令和6年度では救急搬送が15万9492件、そのうち1万1398件にマイナ救急ができた。これが7.1%と若干上がったんですね。先ほどの東部消防局での10月1日からの状況が23.3%ということで割合が高いんだなというふうに思いました。

この消防庁が行った実証事業の結果の数字があまり伸びなかつたっていうのは、救急搬送された傷病者のほとんどに、マイナ救急が実施できなかった。この理由については、どのようなことになっているのかそれをお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 実際にマイナ救急が現場で実施できていないという理由についてのお尋ねですけれどもそれについてお答えをいたします。

消防庁によりますと、マイナ救急が未実施だった件数のうち、マイナンバーカードの不所持、マイナ保険証としての利用登録がされていないことによるものが91%を占めていると報告されています。本組合でも同様の理由であると認識をしております。以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 登壇での質問で、東部圏域におけるマイナンバーカードの保有枚数率をお答えいただきました。割合多くの方が保有はしていると。ただし、このマイナ救急というのは、要はマイナ保険証にしていなければいけないし、その場に持つてないといけないっていうことがあるわけなんですけれども、厚生労働省の資料によりますと、今年の9月末現在でマイナンバーの保有者は全国で9,908万人、全人口の79.6%が持たれている。そのうち、マイナ保険証の登録状況というのは8,655万人、87.4%ということになっています。マイナンバーカードの所有者のうち、大方の人がマイナ保険証の登録をされているんですけども、消防庁の実証事業のことで言えば、常に所持している人は、圧倒的に少なかったという状況です。

消防庁は、もしものときに備えて普段から持ち歩いていただくようお願いしますと、こういうふうに広報されているんですけども、私はそのマイナ保険証を、常に持ち歩くっていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思ってます。それから作った経緯が、マイナポイントにつられてとりあえず作りましたっていう人は、もしかしたらどこにやったかなって思われている方もいらっしゃるかもしれないし、財布の中に仮に入れてても、あれどこに入れてただろうかとかね。救急車を呼ぶときって本当に気が動転しての場合が多いので、どこにしまってたかということも忘れる場合も多々あるのではないかと、だから消防庁の実証事業の結果がこういう結果になったのかなと思ってるんです。

東部消防局としてこのマイナ救急について、マイナ保険証を身につけといてくださいみたいなそういう広報を何かすることを考えておられるのか、その点をお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 東部消防局として広報等の対策を検討しているかというお尋ねですけども、本組合においても、ラジオやウェブサイトでの広報、またリーフレット及び広報用ポケットティッシュの配布、併せて各市町の広報誌への掲載など、住民への周知に向け、順次取組を進めているところです。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 これまでの実証事業を行われた消防本部の方の感想や意見で、本当に情報を早く医療機関に伝えることができた、本人からなかなか聞き取れない場合にマイナ救急での情報伝えることができた、そういう意見や感想がホームページにも上がっていました。そうなんだろうなと私も思います。

けれども、このマイナンバーカードっていうのはあくまでも取得は任意ですので、健康保険証に登録するというのも、これも任意ですので、これだけでその救急搬送された方、傷病者の方を救えるというか、そういうことにはならないわけで、通常の対応も並行してやらないといけないわけですね。

令和4年度の実証事業では、救急車の車内に傷病者を収容してから現場を出発するまでの平均値を見ると、通常の場合は10分41秒でしたけど、マイナ救急では16分43秒と約6分長くかかっています。それから、救急車の現場到着から現場出発までの平均値でも、通常の場合は18分58秒なのに、マイナ救急では23分25秒、4分27秒長くかかっています。令和6年度は時間の短縮はありますけれども、マイナ救急の方が時間を要しているわけですね。

マイナ救急のメリットは確かに言われているけれども、私は救急隊には負担になるのではないかなどそのように思いますけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 消防局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 鹿田消防局長。

◆鹿田幸人 消防局長 マイナ救急が現場の救急隊にとって負担増になるなるのではないかというお尋ねですけども、本組合においても、本事業により救急現場での活動時間が長くなることを懸念しておりますが、当該実証事業が開始されたばかりであることから、今後、救急隊員等の意見を丁寧に聞き取り、事業の実効性や課題並びに救急隊員の負担感について検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 マイナ保険証でアクセスしたり、いろいろやりながら本人から話も聞いたり、やることが増えて滞在時間が長くなってるんだろうなということはわかりますけれども、消防局長が今年度の目的は新たな救急隊用のシステムの検証だって言われたんですけれども、やっぱり救急隊の方にとっては、そのシステムに対する習熟が求められることや、あと現場に持っていく資機材が増えることもあるんじゃないかなと。そういうことも救急隊の負担につながると思いますし、あとマイナ救急っていうのは要は傷病者の医療情報、いわゆる要配慮個人情報、これを取得することになるわけですよね。だから救急隊の人が個人情報をマイナ保険証で取得をする、見るということが、それも負担になるんじゃないかなと。聞き取りではありませんのでね。

救急隊は傷病者を1分でも1秒でも早く医療機関へ搬送するために日々ご尽力いただいていると私も思っています。けれどもこのマイナ救急の本格実施ということになれば、その治療を始めるまでの時間の短縮というような、それを名目に救急隊の責任や負担が増えるようなことになりはしないかと、やっぱりその危惧はあるわけです。

そこで実証事業ということで、先ほど東部消防局でも検証ということも言われましたけれども、あの実証事業ですから、消防庁はいろいろ声や意見がどうだったかっていうのを聞き取りをされると思いますので、出てきた課題や問題点についてはですね、率直に消防庁に報告をしていただきたいと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

本年12月頃に消防庁から事例収集やアンケートが行われる予定であり、その際には、本事業の課題や問題点の抽出など、救急隊の意見をもとに、本圏域における事業の有効性を検討して、報告をしたいと考えております。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 いいことも悪いこともあります。

次に、脱炭素の取り組みについてですけれども、この地球温暖化対策実行計画については現在進めているということですので、ぜひ今年度中に作っていただくようにお願いします。

それで、この脱炭素に関わる取組としてごみ処理の問題があります。本組合が一般廃棄物ごみ処理基本計画、これを持ってるんですけど、今年の3月に改定をされました。令和2年度から15年間を計画期間としておおむね5年ごとに改定されるということで、今年3月に改定をされて、前期中期後期といえば中期が今年度からスタートしてるということです。

そこでまず、前期の最終年度である令和6年度の数値目標に対する実績についてお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 吉田事務局長。

◆吉田彰克 事務局長 お答えします。

計画期間の前期の最終年度でございます、令和6年度の数値目標ではあるごみ排出量6万5389トンに対して、実績は6万1059トンでございました。

また、1人1日当たりのごみの排出量の数値目標、こちら827.0グラムに対しまして実績は、778.5グラムでございました。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 ごみの排出量が目標よりも大きく減るということは私はいいことだと思いますけれども、この結果についてはどのように分析をされているんでしょうか。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 事務局長よりお答えをいたします。

◆星見健蔵 議長 吉田事務局長。

◆吉田彰克 事務局長 お答えします。

令和6年度のごみの排出量は目標の6万5389トンに対しまして、実績は6万1059トンということでございまして、4,330トン減少してございます。

このうち、事業系可燃ごみが目標の2万2265トンに対しまして、実績は1万8354トンで、3,911トン減少しております。令和2年度以降の新型コロナウィルス感染症の感染拡大に伴います仕事や生活スタイルの変化などによる影響が要因であると考えているところでございます。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 わかりました。

この一般廃棄物ごみ処理基本計画の改定についてはですね、昨年度3回にわたって廃棄物等審議会が開かれて議論をされてきました。令和6年度の実績が出る前での議論でしたから、先ほどこのように減ったっていうね、結果は出でていない中での議論でしたけれども、令和5年度実績においても、その全体の排出量は、6万3307トンと令和6年度目標よりも下回っていたわけですね。1人1日当たりのごみの排出量も795.5グラムというこ

とで、令和6年度目標は827グラムですから、これも目標を下回っていたわけです。令和5年度実績でも、令和6年度の目標を下回ってた。そういう中で廃棄物等審議会において議論をされています。

ところがですね、今年度からの基本計画では、令和11年度の数値目標は全体で6万2530トンです。令和6年度実績よりも多い目標値となっています。令和5年度実績よりも1.2%ほどしか減っていません。

これは消極的な目標だと思いますけれども、この目標設定の考え方についてお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

ごみ排出量は先ほど事務局長にお答えをさせていただきましたように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響によりまして、可燃ごみの約4割を占めております事業系可燃ごみなどが、令和2年度以降大きく減少をいたしました。

今後、この事業系可燃ごみの排出量が令和2年度前の排出量に近づいていくものと予測し、目標設定をしたものであります。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 営業活動が上向きになっていくっていうのはすごく大事なことで、事業所が増えればごみも増えるとかそういうことも聞いたことがありますけれども、事業所の数が増えようが、営業活動が伸びようが、やはり事業所にもごみの減量化っていうのはお願いをしていかないといけないとは思うんですけども、この目標設定の考え方についてはそういうふうな考え方だということでわかりました。

そして、環境省が今年の2月に、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針というものを改訂されまして、令和12年度、つまり2030年度の指標として、新たに1人1日当たりのごみ焼却量が追加されました。この目標値が約580グラムになってます。

これはですね、ごみ処理から循環利用、リサイクルに転換するという方針が明確に示されたものと考えますけれども、どのような受け止めをされているのかお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

令和6年度の東部圏域の1人1日当たりのごみ焼却量の実績は、約654グラムであります、国の新たな目標値である、1人1日当たりのごみ焼却量約580グラムを上回っている状況にあります。現状ではこの国の新たな目標値は大変厳しい、そういう数値であると認識をいたしております。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 東部圏域の1人1日当たりのごみ焼却量というのが654グラムということで、国の目標値とかなり開きがあるというのはご答弁いただきました。

それで、本組合の改定された一般廃棄物ごみ処理基本計画では、令和12年度に国の新たな指標、1人1日当たりのごみ焼却量約580グラムについて、この指標は可燃ごみの処理を飼料化、堆肥化、メタン化などへ大きく変更する前提の目標値です。東部圏域では、可燃ごみ処理施設が新しく、令和5年度に稼働したばかりであり、近い将来に処理方式を大きく変更することは難しい状況にあります。以上のことから国の目標値は参考にとどめ、本計画のごみ排出量の目標は、既定計画における目標設定の方針および目標値を継承し、引き続きごみ排

出抑制に努めた上で、1人1日当たりごみ排出量を現状程度に維持していくこととしますと、そういうふうな基本計画に改定をされています。

私は、このごみ焼却量の目標も持つべきだと思いますがその点ご所見をお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

一般廃棄物ごみ処理基本計画の目標値の設定に当たりましては、この一般廃棄物ごみ処理基本計画期間の中期の最終年度であります、令和11年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 令和11年度に向けて検討していきたいということなんですけれども、この廃棄物等審議会に出された資料によりますと、令和11年度の推計ですけど、東部圏域全体の1人1日当たりのごみの焼却量は698グラム。先ほど654グラムと言われてるので、それよりかは現状少ないんですけど、各市町の推計でいくと、鳥取市が723グラム、岩見町が529グラム、智頭町が537グラム、若桜町が567グラム、八頭町が589グラム。圧倒的に鳥取市がオーバーして現状なんですね。それでこの焼却量の目標については11年度に向けて検討していくということなんですけれども、かねがね管理者は可燃ごみのごみ処理というのは基本、構成市町の所掌事務だと、それぞれの市町がやることだと。東部行政管理組合としては、この減量目標を持つのではなく、それぞれの市町と連携しながら減量化に取り組んでいくと、そういうふうに言ってこられました。

目標検討は令和11年度に向けてということであったにしても、やっぱりそれまでにこの焼却量もやっぱり減らしていくという努力はしていかないといけないと思いますが、この本組合として、構成市町、特に鳥取市です。どのように連携して、焼却量について減らしていくことを追求していこうと考えておられるのか、最後に改めてお聞きします。

◆星見健蔵 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

ご承知のように鳥取市はこの東部圏域内で最も人口が多く、また、事業所なども集中をしておりますため、ごみ排出量全体に占める割合が大きいという構造的な要因があるということを認識をしているところであります。

ごみ減量化につきましては、鳥取市はもとよりであります、全ての組織市町と緊密に連携を図りながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆星見健蔵 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 鳥取市は圧倒的に人口が多く、事業所の数も多いのはそうだと思います。

他の4町が本当に努力をして、目標よりもかなり低く頑張られても、鳥取市がその足を引っ張るようなことはいけませんので、やはり東部広域行政管理組合として、そこは本当に連携取りながら、鳥取市でもしっかりと減量化が進むように、組合の方からもよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

◆星見健蔵 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第7 議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで（質疑・委員会付託）

◆星見健蔵 議長 日程第7、議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで、以上6案を一括して議題とします。

これより6案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで、以上6案は、審査のためお手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時39分 散会

令和7年10月定例会（第2号・10月28日）

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和7年10月28日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

令和7年10月28日（火）午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起について  
まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1

~~~~~

### 出席議員（18名）

|     |   |   |   |    |     |   |   |   |    |
|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|----|
| 1番  | 加 | 嶋 | 辰 | 史  | 2番  | 浅 | 野 | 博 | 文  |
| 3番  | 金 | 田 | 靖 | 典  | 4番  | 吉 | 野 | 恭 | 介  |
| 5番  | 星 | 見 | 健 | 蔵  | 6番  | 勝 | 田 | 鮮 | 二  |
| 7番  | 西 | 村 | 紳 | 一郎 | 8番  | 平 | 野 | 真 | 理子 |
| 9番  | 矢 | 部 | 啓 | 祐  | 10番 | 川 | 西 | 美 | 恵子 |
| 10番 | 川 | 上 |   | 守  | 12番 | 安 | 道 | 泰 | 治  |
| 13番 | 柳 |   | 正 | 敏  | 14番 | 橋 | 本 |   | 恒  |
| 15番 | 砂 | 田 | 典 | 男  | 16番 | 伊 | 藤 | 幾 | 子  |
| 17番 | 長 | 坂 | 則 | 翁  | 18番 | 上 | 杉 | 栄 | 一  |

~~~~~

## 欠席議員（なし）

~~~~~

### 説明のため出席した者

|        |                 |         |
|--------|-----------------|---------|
| 管理 者   | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管理 者 | 岩 美 町 長         | 長 戸 清   |
| 副 管理 者 | 智 頭 町 長         | 金 児 英 夫 |
| 副 管理 者 | 若 桜 町 長         | 上 川 元 張 |
| 副 管理 者 | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管理 者 | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事務局長   |                 | 吉 田 彰 克 |
| 消防局長   |                 | 鹿 田 幸 人 |
| 会計管理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 横 尾 賢 二 |

~~~~~

### 事務局職員出席者

|      |                     |           |
|------|---------------------|-----------|
| 書記長  | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長   | 一 村 泰 志   |
| 書記次長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長 | 太 田 奈 津 美 |
| 書記   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 福 田 佳 菜   |
| 書記   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任 | 岡 崎 圭 涼   |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆星見健蔵 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

◆一村泰志 書記長 御報告いたします。

昨日開催されました、総務福祉消防委員会におきまして、副委員長に11番、川上守議員が、環境衛生委員会におきまして、委員長に、12番、安道泰治議員がそれぞれ選出されました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14号訴えの提起についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵 議長 日程第1、議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第14

号訴えの提起についてまで、以上6案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務福祉消防委員長、2番、浅野博文議員。

◆2番浅野博文 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第10号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について、議案第13号工事請負契約の締結について、議案第14号訴えの提起について、以上5案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 環境衛生委員長、12番、安道泰治議員。

◆12番安道泰治 議員 環境衛生委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第10号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第12号工事請負契約の締結について、以上3案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆星見健蔵 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議案第9号令和7年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを電子表決システム

により採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第11号鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号工事請負契約の締結についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号工事請負契約の締結についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号訴えの提起についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆星見健蔵 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆星見健蔵 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和7年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時11分 閉会